



令和4年度診療報酬改定 疑義解釈

《 診療所編 抜粋版 》



NEW 疑義解釈資料の送付について(その15) . . . 令和4年6月29日

※文書中の(1-2)とは、「その1」の「問2」の意。

株式会社ユナイテッドサーブ

公益社団法人 日本医業経営コンサルタント協会

認定登録 医業経営コンサルタント 登録番号第7168号

上田 恭子

外来感染対策向上加算

- Q 初診料の注11及び再診料の注15に規定する外来感染対策向上加算の施設基準において、「感染対策向上加算1に係る届出を行った複数の医療機関と連携する場合は、当該複数の医療機関が開催するカンファレンスに、それぞれ少なくとも年1回参加し、合わせて年2回以上参加していること」とされているが、やむを得ない理由により、一部の医療機関のカンファレンスに参加できなかった場合、どのように考えればよいか。(15-2)
- A 感染対策向上加算1に係る届出を行った医療機関又は地域の医師会のカンファレンスに合わせて年2回以上参加していればよい。なお、翌年には、参加できなかった医療機関のカンファレンスに参加することが望ましい。

地域包括診療加算、地域包括診療料

Q 再診料の注12に規定する地域包括診療加算及び地域包括診療料の施設基準における「慢性疾患の指導に係る適切な研修」については、

- ・「疑義解釈資料の送付について（その8）」（平成26年7月10日事務連絡）別添1の問7において、「原則として、e-ラーニングによる研修の受講は認めない」とされており、
- ・「疑義解釈資料の送付について（その5）」（平成30年7月10日事務連絡）別添1の問4において、「2年毎の研修修了に関する届出を2回以上行った医師については、それ以後の「2年間で通算20時間以上の研修」の履修については、日本医師会生涯教育制度においては、カリキュラムコードとして29認知能の障害、74高血圧症、75脂質異常症、76糖尿病の4つの研修についても、当該コンテンツがあるものについては、e-ラーニングによる単位取得でも差し支えない」とされているが、「疑義解釈資料の送付について（その1）」（令和4年3月31日事務連絡）別添1の問257を踏まえ、これらの4つのカリキュラムコードを含め、当該研修についてはe-ラーニングにより受講してもよいか。（15-3）

A 差し支えない。なお、e-ラーニングにより受講する場合は「疑義解釈資料の送付について（その1）」（令和4年3月31日事務連絡）別添1の問257の記載事項に留意すること。

《参考》「疑義解釈資料の送付について（その1）」（令和4年3月31日事務連絡）別添1の問257
オンライン会議システム、動画配信やe-learning形式を活用して研修を実施する場合は、それぞれ以下の点に留意すること。

<オンライン会議システムを活用した実施に係る留意点>

○ 出席状況の確認

（例）

- ・ 受講生は原則として、カメラをオンにし、講義中、事務局がランダムな時間でスクリーンショットを実施し、出席状況を確認すること。
- ・ 講義中、講師等がランダムにキーワードを表示し、受講生に研修終了後等にキーワードを事務局に提出させること。

○ 双方向コミュニケーション・演習方法

（例）

- ・ 受講生からの質問等については、チャットシステムや音声発信を活用すること。
- ・ ブレイクアウトルーム機能を活用してグループごとに演習を実施後、全体の場に戻って受講生に検討内容を発表させること。

○ 理解度の確認

（例）

- ・ 確認テストを実施し、課題を提出させること。

<動画配信又はe-learning形式による実施に係る留意点>

○ 研修時間の確保・進捗の管理

（例）

- ・ 主催者側が、受講生の学習時間、進捗状況、テスト結果を把握すること。
- ・ 早送り再生を不可とし、全講義の動画を視聴しなければレポート提出ができないようにシステムを構築すること。

○ 双方向コミュニケーション

（例）

- ・ 質問を受け付け、適宜講師に回答を求めるとともに、質問・回答について講習会のWeb ページに掲載すること。
- ・ 演習を要件とする研修については、オンライン会議システムと組み合わせて実施すること。

○ 理解度の把握

（例）

- ・ 読み飛ばし防止と理解度の確認のため、講座ごとに知識習得確認テストを設定すること。